宿泊所利用重要事項説明書

１　宿泊所事業者

事業者の名称　　社会福祉法人信和会
事業者の所在地　　東京都中央区日本橋浜町二丁目４４番４号
代表者氏名　　理事長　細越　善次郎
事業者の連絡先　　０３（６６６１）２８２５

２　宿泊所概要

宿泊所の名称　　ワッセ・アネックス
宿泊所の所在地　　宮城県仙台市青葉区北根黒松２番１０号
施設長氏名　　地紙　輝義
宿泊所の連絡先　　０２２（７２７）８９０７

３　宿泊所利用契約の内容

利用する居室　　○○階○○号室
宿泊所利用料（居室及び宿泊所の設備を利用できます。）
居室使用料　月額２０，０００円（単身世帯部屋）
　　月額３０，０００円（家族世帯部屋）
共益費　　月額３，０００円
日用品費　　月額２，０００円
光熱水費　　月額５，０００円
基本サービス費　月額３，０００円

※月の途中での利用開始又は終了の場合は、開始時には、利用開始日から月末までの日数により、終了時には、月初から終了(退所)日までの日数により各種利用料の計算を行い、請求又は精算を行います。

４　宿泊所職員体制

（１）担当業務

①　居室訪問等による入居者の状況の把握
②　入居者が利用する福祉サービス事業者、福祉事務所、医療機関その他の関係機関等との連絡調整
③　入居者からの相談に対する助言
④　その他入居者の状態に応じた支援

（２）勤務体制

①　月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く）

② 午前８時３０分から午後５時３０分

（３）職員体制

① 施設長　　地紙　輝義

② 生活支援員　　１名（非常勤　１名）

5　利用料の支払い方法

翌月１０日までに事業者へ振り込みの方法で支払います。

6　利用者からの苦情に対応する窓口等

① 苦情対応窓口１：施設長
電話番号：　０２２（７２７）８９０７

② 苦情対応窓口２：社会福祉法人信和会　法人本部
電話番号：　０３（６６６１）２８２５

③ 苦情対応に関する責任者：社会福祉法人信和会
電話番号：　窓口２と同じ

7　宿泊所利用に当たっての留意事項（非常災害対策を含む。）

別紙「生活のしおり」を参照

8　契約の解約

（１）利用者からの解約

利用者は、事業者に対して、１０日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。

利用者は、事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が宮城県暴力団排除条例（平成22年12月24日宮城県条例第67号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団員等と判明した場合、直ちに解約することができます。

（２）事業者からの解約

事業者は宿泊所利用契約書第６条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解約することができます。

① 利用者の行動が他の利用者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合

② 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を３か月以上滞納した場合において利用者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないとき

③　利用者が宮城県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団員等と判明した場合、直ちに解約することができます。

※この重要事項説明書における「暴力団員等」とは、以下の者をいいます。

イ　暴力団員

ロ　暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

ハ　法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

説明年月日　　令和　　年　　月　　日

利用者に対して、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地　　東京都中央区日本橋浜町二丁目４４番４号

事業者名　　社会福祉法人信和会

代表者名　　細　越　善次郎　　印

説明者名　　地　紙　輝　義　　印

私は上記事業者から、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

利用者住所

利用者氏名　　印